

# 日韓会談における請求権交渉の政治的妥結

——一九六二年三月から一二月までを中心として

吉澤文寿

はじめに

第一章 交渉の背景—日韓会談の展開及び日本の対韓経済協力問題の台頭

一 日韓会談の展開—請求権問題を中心として

二 日本の対韓経済協力問題の台頭

第二章 日米韓各国における請求権と経済協力との関連

第三章 請求権交渉の政治的妥結過程—一九六二年三月から十二月まで

一 小坂・崔徳新外相会談—「官僚的攻勢」と「政治的守勢」の構図

二 予備折衝における議論—実務的路線による交渉とその限

界

三 大平・金鍾泌会談—政治的路線による妥結  
おわりに

はじめに

一九五一年一〇月二〇日に東京の連合国軍総司令部（GHQ/S  
CAP [Supreme Commander of Allied Power]）外交局の  
会議室で日韓国交正常化交渉（いわゆる日韓会談）の予備会談が開  
かれてから、一九六五年六月二二日に東京の首相官邸で日韓基本条  
約及び四協定が締結され、一二月一八日にソウルで批准書交換式が

行われて日韓国交正常化が実現するまで、実に一四年の歳月が流れた。このように日韓会談が長期化したのは、日本と韓国の間で最大の懸案となっていた財産及び請求権（以下「請求権」とする）問題の処理をめぐって、両者の主張が著しく異なっていたためであった。すなわち、一九五二年二月から始まる第一次会談より日本と韓国はそれぞれ相手国に対する請求権を主張し、日韓会談は再開と決裂を繰り返した。一九五七年二月に請求権交渉において韓国の対日請求権のみを議題とすることで合意が成立した後も、請求権問題をめぐる日本と韓国の主張は引き続き対立した。

しかしながら、一九六〇年一〇月から開かれた第五次会談以降、日韓会談は請求権委員会で韓国側の対日請求権が本格的に討議されたり、特に韓国で一九六一年五月の軍事クーデター後に朴正熙軍事政権が成立したことを契機として、会談妥結の気運が徐々に高まってくる。そして、一九六二年一〇月及び一二月に開かれた大平外相と金鍾泌韓国中央情報部長による政治会談によって、いわゆる「大平・金メモ」が取り交わされて、請求権問題で日韓間の政治的妥結が成立したことで、日韓会談は他の懸案を含めた全面的妥結へと加速することになった。

本稿は以上のような日韓会談における請求権交渉の展開をふまえたうえで、一九六〇年以後、特に一九六二年三月の小坂・崔徳新外

相会談から同年一二月の日本と韓国における「大平・金メモ」に対する首脳の裁可に至るまでの過程を中心に、請求権交渉の政治的妥結の背景及び展開を分析して、その歴史的意味を考察することを目的とする。

ところで、請求権交渉が実務的折衝を中断させつつ政治的に妥結したことは、日韓間の請求権問題の本質に関わる点であり、従来の日韓会談研究においても最大の論点とされてきた。そこで、本論に入る前に、この問題についての議論を中心に、とりわけ資料状況が整い始めた一九九〇年以後の先行研究を整理しておく。

まず、主として日韓会談の会議録の分析を通じて請求権交渉の政治的妥結までのプロセス及び内容の問題性を指摘したものと、高崎宗司及び佐々木隆爾の研究がある。高崎は現在の戦後補償要求運動に立脚した一連の研究において、交渉過程において韓国側の対日請求権（「韓日間財産及び請求権協定要綱」いわゆる「対日請求八項目」）の討議が中断されたことの問題性、および日本政府が韓国政府に供与したのは請求権資金ではなく経済協力資金であること、そして日韓協定（「請求権及び経済協力協定」<sup>1</sup>）が個人請求権を消滅させることができないことなどを指摘した。<sup>2</sup> 佐々木もまた、一九六〇年代における請求権交渉の背景として、特に韓国の経済開発が緊迫していたことを挙げつつ、それこそ日本側の提起する「請求権プ

「ラ・ス経済援助」の方式に韓国側が同調した決定的要因であったことを指摘した<sup>3)</sup>。これらの研究によって、請求権交渉の政治的妥結が交渉の本質である植民地支配の清算という課題とは異質のものであり、その妥結に基づく日韓協定が韓国人個人の対日請求権の解決を意味するものではないことが明らかにされた。

さらに、国際政治的観点から請求権交渉の政治プロセスを分析したものと、李元徳及び李鍾元の研究がある。李元徳はケネディ(John. F. Kennedy)政権の対韓援助政策、朴正熙政権の経済開発政策、及び日韓経済協会の分析を通じて日本財界の動向を整理しつつ、日本側の対韓アプローチを東アジアにおける安全保障的な関心から日韓会談の早期妥結を主張する積極論(岸信介、石井光次郎、大野伴睦、佐藤栄作ら)、一九六〇年の安保闘争の教訓から、日韓会談の早急な妥結により国内政治の混乱を危惧する慎重論(池田勇人、三木武夫、河野一郎ら)、日米安保条約との関連で日韓条約の締結を批判する反対論(社会党、共産党、総評ら)に分類して、日韓会談における日本側の交渉姿勢の基礎が慎重論にあることを明らかにした<sup>4)</sup>。また、李鍾元は主として日韓会談に対する米国の行動を分析して、日韓会談が中断又は停滞した際に、米国が会談の表面に出ることを注意深く避けつつ、国務省の指示の下で駐日及び駐韓米大使館が中心となって日本及び韓国に対する「触媒(catalyst)」

として行動することで、請求権交渉の政治的妥結について重要な役割を果たしたことを明らかにした<sup>5)</sup>。これらの研究によって、請求権交渉のダイナミズムに対する視座、及び請求権問題をめぐる日本、韓国、米国における様々な政治的アプローチの分析という視座が提示された。

また、木宮正史は日韓国交正常化が実現した背景として、日米韓におけるそれぞれの冷戦認識(冷戦構造と国益との関係についての認識)が韓国の輸出志向型工業戦略の推進という選択へ「摺り合わせ」られたことの重要性を指摘した。木宮の議論は請求権交渉の政治的妥結が単に日本の対韓資金供与の金額と名目をめぐる妥協の産物ではなく、交渉当事者の「国益」観ないし世界観の妥協という性格をもつ点を明示した<sup>6)</sup>。

以上のような研究史に対して、筆者は別稿において、一九六〇年一〇月から一九六二年三月までの請求権交渉で展開された対日請求権の具体的討議を、後の政治的妥結が実現するための必要不可欠な段階として論じた。なぜなら、後述するように、日韓会談開始当初より、日本及び韓国において請求権(ないし賠償)問題と経済協力(あるいは経済復興)を関連付ける議論が存在しており、日韓間の対日請求権に対する認識のギャップの存在を確認することは、政治折衝を始める前の重要な準備作業だったからである<sup>7)</sup>。すなわち、請

求権と経済協力とのリンケージという発想は、一九六〇年代になって初めて現れたものではなく、日韓会談当初から請求権交渉を成立させるための有力な手段として想定されていたのではないか。そして、日本政府及び韓国政府がそのような発想を内在させていたが故に、最終的に米国政府の外交圧力を受け入れるかたちで請求権交渉の政治的妥結が成立したのではないかという点が本稿における筆者の問題意識である。

このような諸論点をふまえつつ、本稿ではまず一九六二年三月から一二月までの請求権交渉の過程を論じる前に、一九六二年三月に至るまでの、①請求権交渉を中心とする日韓会談の展開及び、②日本の対韓経済協力問題が台頭する背景を整理する。そのうえで、①経済協力と請求権との関連についての日米韓それぞれの構想、及び請求権交渉が政治的妥結に至るまでの過程を、特に日本と韓国におけるこの問題に対するアプローチの差異の存在に着目しつつ分析する。そして、結論として、戦後日韓関係における請求権交渉及び日韓協定について、本稿における見解を提示することにする。

## 第一章 交渉の背景―日韓会談の展開及び日本の対韓経済

### 協力問題の台頭

#### 一 日韓会談の展開―請求権問題を中心として

日韓会談は請求権問題を中心すると、①一九五一年一〇月の予備会談開始から一九五三年一〇月の第三次会談決裂、そして休会期の後に一九五七年二月三日の日韓共同コミュニケ発表を経て、一九六〇年に韓国四・一九革命によって第四次会談が中断されるまで、②一九六〇年一〇月の第五次会談開始から一九六二年三月の日韓外相会談まで、③一九六二年三月から同年一二月の日韓首脳による「大平・金鍾泌メモ」の裁可まで、④一九六三年一月から一九六五年六月二日の日韓基本条約及び四協定の締結までの四段階に時期区分できる。さらに、日韓会談を分析するうえで、その前史となる一九四五年八月から一九五一年九月の対日講和条約締結までの時期も重要である。本節では、先の時期区分における第二期までの日韓会談の展開を請求権問題を中心に引き上げつつ、日本、韓国、米国の請求権（もしくは賠償）問題に対するアプローチを整理することを目的とする。

日韓会談の前史において、請求権問題に関する最大の焦点は韓国政府の対日賠償要求及び韓国の対日講和条約に対する署名国資格が認められるかどうかであった。すなわち、韓国が講和条約の署名国となれば、日本との交渉において講和条約の賠償条項（第一四条）

を根拠にして、少なくとも第二次大戦中の戦争被害について当然対日賠償を要求できたからである。

この問題について、韓国が最も熱心に取り組んだことはいうまでもない。韓国政府は解放直後より進めてきた対日賠償調査の成果として、一九四九年九月までに『対日賠償要求調書』を完成させて、日本の連合国軍最高司令官（GHQ/SCAP）に提出した<sup>9</sup>。同時に、韓国政府は第二次大戦時に重慶にあった大韓民国臨時政府が対日宣戦布告し、同政府の傘下にあった光復軍が中国大陸で対日戦を展開したことを理由に、対日講和条約への署名国資格を主張していた。

これに対して、米国は韓国の対日講和条約参加に肯定的であった。一九四九年一月三日、駐韓米国外務次官（John J. Muccio）は韓国の講和条約への参加を強く進言する内容の報告書を国務省に提出した<sup>10</sup>。これを受けて、一九四九年二月二十九日に米国政府が作成した講和条約草案では、その前文の締約国の列挙に「Korea」と明記された<sup>11</sup>。しかし、韓国の対日講和条約署名に強く反対したのが日本とイギリスであった。特に、日本は韓国の対日賠償要求権を否定するとともに、例えば、外務省内に設置された平和条約問題研究幹事会が作成した「割譲地に関する経済的財政的事項の処理に関する陳述」（一九四九年一月三日付）で示されたように、連合国

による在外財産の処理に異議を唱えていた<sup>12</sup>。こうして、一九五一年四月二三日の吉田・ダレス（Allen Dulles）会談、同年五月のワシントンにおける米英協議を経て、六月一四日に確定された講和条約の米英共同草案では韓国の講和条約署名国資格は完全に否認されたのである<sup>13</sup>。

韓国の対日賠償要求をめぐる日本と韓国の対立の構図は日韓会談の第一期（一九五一年一月〜一九六〇年四月）の請求権交渉にそのまま持ち込まれた。一九五二年二月二〇日に開かれた第一次会談の請求権委員会第一回会合で、韓国側は「韓日間財産及び請求権協定要綱」（いわゆる「対日請求八項目」）<sup>14</sup>を提示して、植民地支配の清算を内容とする対日請求権を主張した。一方、日本側も三月六日の請求権委員会第五回会合で、朝鮮にある旧日本人財産（いわゆる帰属財産）のうち、主として私有財産を対象とする対韓請求権を主張したのである<sup>15</sup>。

日韓対立の焦点は特に日本側の対韓請求権の主張であった。韓国側は対日講和条約第四条b項に、同条約第二条及び第三条に掲げる地域（朝鮮もこれに含まれる）において米軍政府がおこなった「日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する」とあるのを根拠に、日本側の対韓請求権を否定した。これに対して、日本側は一九〇七年に成立した「陸戦法規慣例に関する条約」第四六条を根拠に

して、占領軍が私有財産を没収できないとして対韓請求権を主張し続けた。<sup>15)</sup>このような請求権問題をめぐる日韓対立に対して、当初より日韓会談を積極的に斡旋していた米国は、原則的に日韓間の懸案に対して関与を避けるという「不介入政策」(non-intervention policy)の立場をとった。<sup>16)</sup>一九五七年二月三日に成立した日

韓合意のうち、日本側の対韓請求権撤回の根拠として米國務省による対日講和条約第四条の解釈が引かれているが、その解釈の内容も①日本側は韓国の帰属財産に対する有効な請求権を主張できない、②日本側が請求権を放棄したことは対日請求権を考慮するにあたって「関連がある」(relevant)というものである。つまり、米国は韓国側の対日請求権の規模の決定を日韓間の交渉に引き続き委ねたのである。

漁業(李ライン)、在日朝鮮人、竹島＝独島などあらゆる懸案で対立した一九五〇年代と対照的に、第二期(一九六〇年一月～一九六二年三月)の日韓会談は日本の池田政権と韓国の張勉及び朴正熙政権が本格的に諸懸案の妥結を図ろうとしたために、大きく進展した。請求権交渉も第五次会談(一九六〇年一月～一九六一年五月)及び第六次会談前期(一九六一年一月～一九六二年三月)において、対日請求権の具体的討議の段階に入った。しかし、この討議を通じて、帰属財産の取得との関係を否定したうえで、植民地支

配の清算という範囲内で個人請求権を含む多様な請求権を主張した韓国側と、請求権の立証責任を韓国側に負わせつつ、徹底した法律論で個人的な請求権のみを認めようとした日本側という両者の主張は平行線をたどったままであった。<sup>17)</sup>

以上のように、第二期までの請求権交渉は日韓間の対日請求権の法理論に対する認識のギャップを明確にする過程であったといえよう。そして、日本、韓国、米国各政府は法理論レベルにおける請求権交渉の行き詰まりを見極めてから、このような事態を想定しながら、それぞれ内的に検討していた交渉方針をもとにして、請求権(及び経済協力)の規模に討議の重点を移して、交渉の妥結線を模索し始めたのである。この請求権交渉の第三期(一九六二年三月～二月)の展開については後述するとして、次に交渉の政治的妥結の必要性を決定的に高めた日本の対韓経済協力問題が一九六〇年代初頭に浮上する過程をトレースすることにする。

## 二 日本の対韓経済協力問題の台頭

日韓条約締結当時の論壇において、日本の対韓経済協力問題が台頭した背景として、米国の対韓援助の減少が一九五〇年代後半に顕在化し、かつ一九六〇年代に深刻化することによって、米国が日本に対韓援助を「肩代わり」させたという説明が通説であった。<sup>18)</sup>しか

しながら、米国の対韓援助削減が日本の対韓援助問題の発生に至るまでの過程は米国の対日・対韓政策のみが決定的だったのではないのであり、したがって、日本の対韓援助問題の重要な背景として、一九六〇年を前後する日本及び韓国の経済状況とそれに伴う諸相を検討しておく必要がある。

米国の対韓援助削減という事態を引き起こした最大の原因はやはり米国財政の悪化である。一九五三年一月に成立したアイゼンハワー(Dwight. D. Eisenhower)政権の最大の財政的目標はトルーマン(Harry. S. Truman)政権期に膨張の一途をたどった軍事費を削減し、赤字財政を改善することであった。そこで、アイゼンハワーは同年二月に発表した一般教書で、援助の削減と自由貿易の奨励を対外経済政策の基礎に掲げた。にもかかわらず、一九五〇年代の米国の国際収支は赤字基調であり、しかも一九五八年頃から米国の保有するドルの流出の深刻化、いわゆるドル危機が問題となった。このような条件が作用して、米国の対韓援助は一九五七年の三億二千万ドルをピークに、五八年が二億六千万ドル、五九年が二億一千万ドル、六〇年が二億四千万ドル、六一年が二億ドルと、減少傾向を示していった<sup>19)</sup>。

米国の対韓援助削減は直ちに韓国経済に深刻な経済危機をもたらした。朝鮮戦争休戦以後、米国の対韓援助は専ら当面の休戦という

準戦時状態下での韓国の軍事力の維持と、それを支えるための政治的、経済的な安定を確保することを課題とした。そのため、一九五三年から一九六四年までの全期間において、対韓援助の見返り資金(援助物資を国内で売却して得たドル貨額と等価のホワン資金)総額の四三%が国防予算に直接投与された<sup>20)</sup>。そして、産業資本の基盤となる設備部門への投与は援助全体の一五%に過ぎなかったのである<sup>21)</sup>。このような近視眼的な対韓援助に支えられた当時の韓国経済は自立的な産業基盤が十分形成されておらず、対外的に脆弱な体質をもっていたのである。したがって、米国の対韓援助の削減によって韓国における「自立経済」、すなわち国際収支の均衡を必要条件とする経済発展の実現という課題が急浮上したのであり、「自立経済」確立のための資本を確保することが当面の韓国経済の課題となった。そして、張勉及び朴正熙軍事政権は日本からの資本導入を積極的に追求することになるのである<sup>22)</sup>。

また、アイゼンハワー政権は成立当初から、自由主義的資本主義体制の維持・確立こそ最善の反共政策であるという理念を堅持し、対外援助などの財政負担を同盟国に分担させることを対外政策の支柱としていた<sup>23)</sup>。そして、それは米国財政の悪化でより切実な問題となった。そこで、米国がアジアにおける同盟国として最も重視した日本に対して対韓援助の分担、いわゆる「肩代わり」問題を提起し

たのである。そして、米国の経済復興優先政策の下で順調に経済成長を遂げた日本も、米国のこのような要求に応えることで国際的地位の向上を図ろうとしたのである。また、一九六〇年からの急速な日韓接近に同調して、日本財界が対韓経済進出に積極的になったことも重要である。一九五五年以降、日本の経済成長は輸出と設備投資が主導してきたものの、それが輸入の急増を引き起こし、国際収支が悪化するとかえって景気を抑制するというパターンを繰り返してきた。故に、財界は日本経済の成長の限界を「国際収支の天井」と呼び、その天井をいかにして高めるかを重要な課題としてきた。そのような日本経済の状況が、一九六〇年以後における韓国政府の対日積極姿勢を好機として、財界による韓国の経済的価値の再評価をもたらしたのである。<sup>(28)</sup>

このように、一九六〇年頃より米国の対韓援助削減を契機として、韓国における「自立経済」確立及び韓国政府の日本資本導入の動き、そして日本政府の対米協調外交と日本財界の韓国再評価が相俟って、日本の対韓経済協力問題が台頭したのである。そして、日本の対韓経済協力というビジョンが韓国経済の深刻化に伴って、請求権交渉において次第に明確化すると、いよいよ日米韓三国は日韓会談の早急な妥結を追求せざるを得なくなったのである。では、一九六二年三月から一二月までの請求権交渉の最も重要な背景として、日本、

韓国、米国において、請求権と経済協力がどのように関係付けられていたのかという点について、章を改めて整理をしておきたい。

## 第二章 日米韓各国における請求権と経済協力との関連

元来、植民地支配の清算という戦後処理的な性格を有する対日請求権と、韓国の経済開発を名目とする（それは日本企業の市場拡大という意味において日本の利益でもある）対韓経済協力は別次元の問題である。にもかかわらず、ある国家から他の国家へ大規模な資金が提供されるという点において共通するが故に、請求権と経済協力がリンクされやすい関係にあることもまた事実である。また、韓国における経済開発の推進がその政治的・経済的安定を創出するという冷戦的発想もまたこれらのリンケージを促進したであろう。いざれにしても請求権と経済協力をどのように関連させるかという問題は日米韓三国の政府がおかれた国際的・国内的状況によってそれぞれ異なっていた。以下、日本、韓国、米国と順を追って、それぞれの交渉方針を検証することにする。

そもそも日韓会談は、米国による会談開催に対する圧力があってとはいえ、請求権問題にしても、漁業問題にしても、韓国側からの問題提起を契機として展開されたのであり、日本側は韓国側の提案



に対して、防衛的に対処するのみであった。しかしながら、一九六〇年からの日韓会談で対日請求権が具体的に討議される段階に至って、日本政府は請求権問題に対韓経済協力をリンクさせる方法を検討し始めた。外務省は一九六〇年一〇月からの第五次会談を前にして、「対韓経済技術協力に関する予算措置について」と題する内部文書を作成した。それには次のような記述がある。

財産請求権問題は一種の棚上げにする方が適當である。その一方で日韓会談妥結のために韓国に何らかの経済協力をする必要がある。我が国にとっても、過去の償いということではなしに韓国の将来に寄与するという趣旨ならば、かかる経済的援助を行なう意義ありと認められる。<sup>28)</sup>

これにはさらに、この文書を読んだ外務省幹部の意見として、「無償援助は韓国側請求をすべて放棄せしめるのでなければ国内で支持をえられない」と付け加えられている。つまり、日本側は対日請求権を議論する以前に韓国側に請求権を放棄させて、謝罪の意味を含まない経済協力によって決着を図る方針を決定していたのである。この日本側の「経済協力方式」はまさに請求権交渉を「決して日本の損にならない」かたちで妥結させるための「妙案」であった

といえる。<sup>29)</sup>

ゆえに、日本側は第五次会談以後の請求権交渉において、①韓国側の議論の矛盾や弱点を厳しく追及して対日請求権を放棄させ、②その代わりに、韓国に対する経済協力を実施することで合意を図ることを基本方針とすることによって、従来の消極姿勢を転換して積極姿勢を打ち出したのである。

但し、ここで付言すべきことは、一九五〇年代より日本が東南アジア諸国に実施した賠償支払の実態に照らしてみると、「経済協力方式」が一九六〇年という時点において突然現れた発想ではなく、むしろそれが戦後日本の賠償政策の延長線上にあったということである。外務省内に設置された賠償問題研究会が刊行した『日本の賠償―その現状と問題点―』によれば、「そもそも賠償は、戦争中わが国が与えた損害と苦痛の償いであり、賠償の実施はわれわれの義務の履行」であった。しかし、賠償はそれのみにとどまるものではなく、「将来に向つて、今後の日本と求償国との政治的、経済的関係の基礎を築くもの」であって、故に賠償そのものが「一種の経済協力というべき性格を帯びて」いると考えられた。日本側の「経済協力方式」を検討するに際しては、外務省を中心とするこのような発想も念頭に入れておく必要がある。<sup>30)</sup>

一方、韓国政府は四・一九革命以後、対日関係の改善を外交の最

優先課題として掲げて、日本からの資本導入に積極的な姿勢を示していた。しかし、韓国側は請求権問題と経済協力問題をあくまで別個の問題であるという姿勢を堅持した。第五次会談が行われていた一九六一年二月三日、民議院は「韓・日関係に関する決議案」を可決した。全四項からなる決議案のうち、第二項に「正式国交は両国間の歴史的で重要な懸案問題の解決、その中でも特に日本の強占による我々の損害と苦痛の清算があった後にのみ成立する」ことが謳われ、第四項に「現行の通商以外の韓・日経済協力はどのような形態であるかに拘わらず、正式国交が開始された後から国家統制下に我々の経済発展計画に照らして、国内産業が侵蝕されない範囲内でのみ実施されなければならない」と謳われた。<sup>29)</sup>つまり、早急な対日復交を目指す張勉政権に対して、韓国国会は請求権問題を純粋に解決したうえで、経済協力問題を検討すべきだという意志を明確にしたのである。

また、張勉政権から軍事政権になってからも、公式的には上記の方針は堅持された。一九六一年一月一二日に東京で池田・朴正熙首脳会談で、朴正熙は①対日請求権は賠償的なものではなく、事務的に資料を当たって計算すべきであり、②請求権を厳密に絞る代わりに、経済協力資金を韓国側に有利な形で供与するという日本側の主張を受け入れた。しかし、会談後に行われた記者会見で、朴正熙

は「対日請求権と経済協力を分離しなければならない」と語り、韓国の世論が懸念する経済協力による請求権問題の解決という方法を否定した。<sup>30)</sup>

しかしながら、韓国において、対日請求権または日本からの賠償を経済開発資金に充てるという発想は実に解放直後から存在していた。例えば、一九四七年一〇月の『朝鮮銀行調査月報』に掲載された「対日通貨補償要求の貫徹」と題された小論は、まず「朝鮮経済の再建には外国資材の注入が不可欠である」と述べたうえで、「外国資材の輸入は、外貨の獲得を先決問題とする。貿易など朝鮮の国際收支の現状をみると、このような建設材の一方的輸入資金の調達方法は結局賠償（対日）か借款（対米）を獲得する方法しかない。」<sup>31)</sup>と主張している。

そして、公式的には請求権と経済協力の分離解決を表明した軍事政権は、一九六一年七月一八日付の内閣首班宋堯讓の指示により、財務部長官李漢彬を委員長として、外務部次官朴東鎮、前建設部次官車均禧ら農林部、商工部、国防部、経済企画院の人員をメンバーとする「対米交渉案作成特別委員会」を構成した。同委員会は同年七月二六日付けで「対米交渉案 内容各項に対する研究報告書」という小冊子を作成したが、その中で外務部は自らを担当した「韓日関係の再調整」という項目において、請求権交渉に対する展望を示

した。それによると、まず外務部は対日請求権問題の「目的」について、「韓日会談の懸案問題の一つである韓国の対日請求権問題が解決されることによって、韓国側が受け取る弁済額を韓国経済再建のために使用するものとする」と明示した。そのうえで外務部は請求権交渉の「現況」について、①韓国側の請求項目には法的根拠が不確実であったり、戦後処理の責任を引き受けた米国の見解と相反する項目など強行しがたいものがある、②日本側との資料対照によって請求権の規模が減少する可能性がある、③対日平和条約第四条の解釈について最終的には日本側の見解に譲歩しなければならぬだろう、④請求権問題を解決するためには平和線（李ライン）問題と関連づけざるを得ないなどと分析して、日本側に対して相当譲歩せざるを得ないという厳しい見通しを示したのである。そのうえで、外務部は韓国政府の立場として、「請求限度が減少されるのは必然的であることに照らして、その減少限度を最小限にすることにあらざるう」と述べたのである。<sup>(32)</sup>

請求権交渉において対日請求権の具体的討議が継続していた段階で、外務部が既にこのような分析を行っていたことは政治的妥結段階における韓国側の交渉方針を考察するうえで重要である。すなわち、外務部は韓国の経済開発のために請求権を名目とする多額の資金が必要であるにもかかわらず、対日請求権の規模自体がその具体

的討議の結果として相当減少すると判断していたのである。しかし、対日請求権そのものを放棄するという発想は韓国政府においても、韓国の世論においても皆無であった。したがって、外務部をはじめとする韓国政府は日本側が具体的な金額の提示などをしていないことを理由に、「実質的に受け取り得る金額は現在の段階において算出しがたい」と結論付けつつ、当面は請求権による資金の規模を経済開発に充当するに値する範囲にとどめるための方案を追求せざるを得なかったのである。

最後に、請求権問題への介入を決めた米国の立場を確認しておく。ケネディ政権は一九六一年一月の朴正熙国家再建最高会議議長の訪米に先立って、米國務省内に韓国特別委員会を設置した。同委員会がケネディ大統領に建議した「米國務省韓国関係報告書」によれば、米国が日韓関係についてとるべき立場として、①現在が日韓会談を妥結する絶好の機会である、②対日請求権の範囲は直接日韓両国が討議すべき問題であるが、韓国が北朝鮮の請求権を主張することについてはこれを支持しないとしつつ、③「韓国政府は対日請求権問題の妥結と並行して、韓国の経済発展を促進し得る有望な方案としての日本の対韓経済援助の供与意志を積極活用する方向に最善を尽くすべきであろう」と述べた。さらに、同報告書は米国が対日請求権をある程度相殺すると見なしていた韓国政府に帰属した旧日

本人財産を約二三億ドル（北朝鮮部分は二九億ドル）と見積もつていた。<sup>38</sup>

このように、米国は対日請求権の範囲については日韓両国の問題としながらも、韓国に対して日本の経済協力を積極利用するようにはたらしめる方向で、日韓会談に積極介入を図ろうとしたのである。ただし、日韓問題に対する慎重なアプローチを強調する國務省が対日・対韓政策を担当していたため、米国は依然として、日韓会談の表舞台には現れることなく、裏舞台で活動する「触媒」(catalyst)の立場の堅持を確認している。そして、李鍾元が明らかにしたように、実際に米国政府は「韓国が賠償的色彩の請求権を放棄する代わりに、韓国の経済開発のための応分の負担を日本に要求するという構図」を打ち出していくのである。<sup>39</sup>

以上のように、一九六〇年一〇月から日韓会談において対日請求権の具体的討議が展開されていた段階で、日本は韓国側の対日請求権の放棄を前提とした経済協力による請求権問題の解決を、韓国は対日請求権を主張しつつも日本側の交渉方針への譲歩を、そして米国は韓国には「請求権」という名目に対する譲歩を、そして日本には金額に対する譲歩をそれぞれ検討していたのである。しかも、前章で検討したように、日米韓におけるこれらの交渉方針はいずれも米国の対韓援助削減に伴って逼迫化した韓国の経済開発という課題

を重要な背景としてして顕在化したのであった。しかしながら、ここで強調すべきことは請求権と経済協力、あるいは賠償と経済開発のリンケージという発想自体は一九六〇年頃になって初めて構想されたものではなく、韓国では解放直後から、日本でも東南アジア諸国と矢継ぎ早に賠償協定を締結した一九五〇年代から、既に存在していたことである。そして、請求権交渉という表舞台で植民地支配の清算という戦後処理的課題に重きをおく対日請求権の実務的解決が模索されてきた過程において、請求権協定締結後の経済協力あるいは経済開発を重視する交渉方針が実務的解決に対する有力なオルタナティブとして、各国政府内でそれぞれ秘密裡に、かつ着々と検討されていたのである。

では、実際の交渉過程において、請求権をめぐるこの二つの交渉方針がどのように展開されたのかという問題を次章で論じることにする。

### 第三章 請求権交渉の政治的妥結過程——一九六二年

三月から二月まで——

一 小坂・崔徳新外相会談——「官僚的攻勢」と「政治的守勢」の構図

前章で確認した日本政府及び韓国政府の請求権交渉に対する外交

方針を勘案すると、一九六一年一〇月以後の請求権交渉の展開について、例えば李鍾元が提示するような「韓国軍事政権」政治的攻勢

「池田政権」官僚的守勢」という構図<sup>(27)</sup>には留保が必要である。確かに、五・一六クーデター以後、朴正熙政権は日韓会談について、旧

来の実務折衝と並行して政治折衝を行うことを日本側に提案し、その結果、一九六一年一月のラスク (Dean Rusk) 米國務長官の

訪日・訪韓、朴正熙議長の訪日・訪米が実現した。また、一九六二年一月には杉道助日本側首席代表と裴義煥韓国側首席代表との会合

において、同年五月までの日韓条約調印を目指すという早急な内容の合意が成立したのも韓国側からのアプローチによるといえよう<sup>(28)</sup>。

しかしながら、韓国政府がこのような「政治的攻勢」を展開した背景には先述のとおり、対日請求権に対する厳しい認識及び請求金額

の減少を最小限にするという意図があったのである。同時に、日本政府は法理論と「証拠主義」を駆使して、韓国側に対日請求権を放

棄させることを対韓経済協力の前提としていたのであり、韓国側の「攻勢」にもかかわらず、請求権交渉の場において、経済開発を緊

急課題とする韓国側に対して、日本側の有利性は明らかであった。このように考えると、一九六二年三月から始まる請求権交渉の政治

的妥結の過程は、むしろ「韓国軍事政権」政治的守勢「池田政権」

官僚的攻勢」として理解されるべきであろう。

さて、一九六二年三月一二日の外相会談の準備作業として、日韓間の意見を調整する場となるはずであった同月六日の請求権委員会

第一一回会合は、実際には日韓双方がそれぞれの請求権に対する原則的立場をぶつけ合う場となった。まず、日本側は、対日請求権は

韓国の管轄権の範囲に限定されると主張するとともに、第五次会談で未解決だった韓国政府の帰属財産取得と対日請求権との関連問題 (relevant clause) を改めて持ち出したのであった。これに対して

韓国側は、韓国政府は朝鮮半島における唯一の合法政府であるという前提から、対日請求権についても北朝鮮部分の請求権も要求した。

また、対日請求八項目は韓国政府の帰属財産取得を考慮に入れたものであるという従来からの主張を繰り返した。そればかりでなく、

韓国側は対日請求権は賠償的なものではなく、すべて法的根拠をもっている<sup>(29)</sup>と再論して、対日請求権の放棄を促す日本側の姿勢を暗示的に批判した。

このように、法理論を通じて対日請求権の放棄を迫る日本側に対して、請求権の放棄を論外とする韓国側の対立に終始したことによ

り、一九六〇年一〇月より継続してきた対日請求権の具体的討議について何等合意が得られないまま、三月一二日から小坂・崔徳新外

相会談が東京で開かれた。一七日まで五回の会合がもたれたが、六

日の討論が繰り返されただけで、具体的な金額の提示さえなかった。ただし、注目すべきことはこの会談で日本側が初めて経済協力による解決案を提示した点である。韓国側は請求権の名目で無償援助を一括支払いするという合意案を提示したのに対して、日本側はそれを拒み、「純全な請求権支払いに長期低利借金の形式で補強して韓国の要求に応じよう」と主張したのであった。

小坂・崔徳新外相会談で示された日韓双方の提案は対日請求権の具体的討議段階におけるそれぞれの立場をそのまま反映したものであった。すなわち、日本側は請求権に対する支払いをできるかぎり少額にして、借金をベースにした対韓経済協力を目指したのであり、韓国側は請求権の減少を最小限にとどめる手段として、「無償援助」による経済開発資金の獲得を打ち出したのである。結局外相会談は決裂したものの、三月二日に裴義煥が朴正熙に送った会談の結果報告書が示すように、日韓双方が相手の請求権問題の政治的解決案を確認できたことはこの会談の唯一の成果であったといえよう。

## 二 予備折衝における議論—実務的路線による交渉とその限界

小坂・崔徳新外相会談以後、八月の予備折衝に至るまで、請求権交渉は日本政府と韓国政府がそれぞれの妥結案の内部調整に専心す

る「空白期間」に入った。そして、日本政府及び韓国政府内部において、小坂・崔外相会談で示された相手方の交渉方針に対して強硬な路線と柔軟な路線が形成されるのがこの時期である。

日本政府では外相会談で示された韓国側の提案に対して二つの路線が現れた。裴義煥が崔徳新に送った四月二一日付けの電報及び同月三〇日付けの会談状況報告書によると、外務省や大蔵省は請求権と無償援助を併せて最大一億五千万ドルから二億ドル、また大平正芳官房長官が請求権と無償で一億ドル（うち七千—八千万ドルが請求権部分）に加えて、長期低利借金で三—四億ドル（計四—五億ドル）という案を検討していた。韓国案に対して、実務者は無償援助の次元で出来る限り歩み寄ろうと図り、大平は借金の大幅な増額によって韓国の要求する金額に応えようとしたのである。

一方、韓国側がどのような妥協案を検討していたかは詳細に分らないが、七月五日に裴義煥が朴正熙に送った報告書の内容から、借金の補強による妥結に柔軟な朴正熙・金鍾泌ら最高会議中枢部の方針と、強硬に請求権の純弁済と無償援助による妥結を主張する崔徳新ら外務部の方針が現れたことは確かである。

このような日本及び韓国における外交方針の内部調整の動きは、相手方の提案に対して強硬な「実務的路線」と、比較的柔軟な「政治的路線」に分けることができる。すなわち、日本側では請求権の

金額を厳密に絞る外務省及び大蔵省の立場が前者であり、請求権の金額を絞りつつも、借款の増額によって韓国側の要求に応えようとする大平の立場が後者である。また、韓国側ではあくまで請求権の純弁済及び無償援助による解決を堅持する崔徳新らの立場が前者であり、金額によっては請求権の金額に借款による補強をも受け入れる朴正熙や金鍾泌らの立場が後者である。ただし、大平の立場が外務省による請求権の金額を土台にしていることや、韓国外務省が請求権の相当な減額の可能性を認識していたように、この二つの路線は全く異質な外交方針ではない。つまり、日本側では請求権をできる限り絞り、ひいては韓国側に請求権を放棄させることを、韓国側では請求権の名目を維持することを前提とする点で、「実務的路線」も「政治的路線」も共通していたのである。

「空白期間」はまた米国が駐日・駐韓米大使館を通じて、日韓間の「隠密の情報提供者」(confidential informants)として精力的な介入活動を展開した時期でもあった。<sup>45</sup> そのような日米韓による意見調整の末に、八月二日から第二次政治会談のための実務者による予備折衝が東京の外務省で行われた。しかし、その予備折衝で提示された日本側及び韓国側の妥結案は小坂・崔外相会談における日韓対立を克服するものではなかった。まず、八月二日の第一回会合で日本側は①一九六一年一月の池田・朴正熙会談で請求権は

十分に法的根拠のある請求に限られることが確認された、②請求権の範囲は朝鮮半島南部に限られる、③米国の対日平和条約の解釈に基づき韓国政府の帰属財産の取得と対日請求権との関連を考慮すべきである、④請求権の法律関係と事実関係が十分に立証される必要があり、立証の責任は請求する韓国側にあることを挙げて、第二次大戦後の混乱や朝鮮戦争による関係書類の消失などの事情を考慮しても請求権として日本側が払える金額は数千万ドルに止まると主張した。<sup>46</sup>

そのうえで日本側は請求権としてではなく、「韓国の独立を祝って韓国においての民生安定と経済援助をする」という名目で韓国側に無償の経済協力資金を提供するという案を示して、八月二四日の第二次会合でさらに日本側は無償援助で一億五千万ドル、それ以外に長期低利借款を考慮するという具体案を提示した。<sup>47</sup>

また、日本側は第一次会合で韓国側の主張する「請求権」と「無償援助」の名目を併用する案について、その場合無償援助が「請求権の変形ないし偽装」であり、経済協力だと日本国民に説明しても納得されないと述べて、これを否定した。<sup>48</sup>

一方、韓国側は八月二四日の第二次会合で日本側の提案に対して全面的に反論した。まず、対日請求権については①請求権の範囲は朝鮮半島全域であり、②韓国政府の帰属財産取得は請求権を主張す

るうえで考慮されており、③請求は法的根拠に基づくものであって、立証の不可能な部分は「条理による推算で補完すべき」であり、④請求権の弁済には金額の清算という意味のみではなく、「過去を清算する」という意味もあるのだと述べて、その正当性を主張した。<sup>(49)</sup>

したがって、請求権の解決は「純弁済」方式以外にあり得ないが、日本側の事情を考慮して「請求権の範囲内」で請求権の純弁済として三億ドル、無償援助三億ドルという案を韓国側は主張した。そして、日本側が借款供与の議論を持ちかけようとする、韓国側は「今はまだ借款を議論する段階ではない」と述べて、これを退けた。<sup>(50)</sup>

こうして、「空白期間」における日米韓の意見調整の結果、予備折衝で現れた議論は明らかに日本側及び韓国側における「実務的路線」の対立であった。そして、一〇月二〇日の第一次大平・金鍾泌会谈直前の第一二次会合まで、無償援助一億五千万ドルに借款の補充を主張する日本側と、純弁済三億ドル、無償援助三億ドル、合計六億ドルを主張する韓国側との議論は平行線をたどったのであった。<sup>(51)</sup>

ただし、日本側の大蔵省及び外務省と、韓国側の外務部に代表される日韓両国の「実務的路線」が全く妥協を考慮していなかったわけではなかった。九月一七日に裴義煥が崔徳新に送った立場調停建議書と予備折衝の議論の内容を検討すると、日本側は無償援助の金額について、①日本側一・五億ドル対韓国側六億ドル案のほかに、

②日本側一・七億ドル対韓国側五億ドル、③日本側二億ドル対韓国側四億ドルというカードを用意して、韓国側の出方を待っていた。そして、日本側は無償二億五千万ドル、借款二億五千万ドル、合計五億ドルで最終的に妥結しようと考えていた。<sup>(52)</sup>

それに対して、韓国側は朴正熙からの訓令に従って、①日本側一・五億ドル対韓国側六億ドルから②日本側二億ドル対韓国側五億ドル、③日本側二・五億ドル対韓国側四・五億ドルと歩み寄って、③の段階で韓国側から借款に関する議論を提議する予定であった。そして、韓国側は最終線として純弁済と無償援助を併せて四億ドルを用意していた。<sup>(53)</sup>

しかし、九月一三日の第六次会合で、韓国側が非公式に五億ドル案を提示したところ、日本側は一億七千万ドル案を示すのみで、両者は折り合おうとしなかった。<sup>(54)</sup>

そこで、裴義煥は先の建議書で③のカードより条件の悪い「日本側二億ドル対韓国側四・五億ドル」、ただしその際「請求権問題の解決範囲内」で韓国側に有利な条件の借款を添加するという案を崔徳新外相に建議したものの、受け入れられなかった。<sup>(55)</sup>

しかしながら、予備折衝における討論は結局、請求権問題を日韓双方の「実務的路線」を通じて妥結させることの困難さを露呈させる結果に終わった。この事実を米国の請求権交渉に対する介入を評価する際にもまた重要である。つまり、ケネディ政権発足以後、米



国が韓国に対して請求権の放棄を、日本に対して韓国の経済開発に必要な資金の提供を、それぞれ執拗に求めてきたのであり、それらの介入の目的は先に指摘した日韓両国における「政治的路線」の助長にあったといえる。しかしながら、一九六二年一〇月の段階まで、日本政府と韓国政府は依然としてそれぞれの「実務的路線」を交渉のベースとしていたのであった。すなわち、後述する大平・金鍾泌会談まで、請求権交渉の政治的妥結段階における米国の介入は日韓双方に相手方の外交方針についての情報を提供することで、交渉を決裂させないようにするという「触媒」以上の役割をもたなかったのである。

### 三 大平・金鍾泌会談―政治的路線による妥結

請求権交渉において、公式的に「政治的路線」をベースとする討議が行われたのは一九六二年一〇月及び十一月の大平・金鍾泌会談のみであった。しかしながら、先述のように日本政府及び韓国政府内部では一九六二年三月以降、明らかに「政治的路線」を基礎とする交渉方針が検討されていたのであり、予備折衝で「実務的路線」による討議が進められる一方で、日米韓それぞれの政府において請求権交渉の政治的妥結のための綿密な検討がなされていたと推測するのが妥当であろう。そして、大平・金会談が開かれるにあたって、

韓国側は朴正熙議長が「政治的路線」のイニシアチブをとっていたのに対して、日本側は韓国側の要求金額に借款で補強しようとする大平正芳外相と八千万ドル以上の増額に厳しい池田勇人首相との間で意見調整がつかず、「政治的路線」と「実務的路線」が併存したままであった点にも留意が必要である。

以下、二度にわたって開催された大平・金会談の展開を整理したい。一〇月二〇日に第一次大平・金鍾泌会談が東京で開かれた。このとき、大平は無償・有償併せて三億ドル案を提示した。これに対して、金鍾泌は三億ドルの線はとて納得できないとして、無償・有償併せて六億ドルの線は譲れないと主張した。金鍾泌が大平に他の方法はないかと糺したところ、大平は民間借款又は銀行借款で補充する方法を提示した。但し、大平は三億ドルという数字は池田と合意した金額ではないと付け加えた。結局、この会談では先述の日本側の意見調整ができていなかったこともあって、大平も金鍾泌もお互いに相手の主張を探り合うことに終始した。

この会談の後、予備折衝でこの会談の議論に関する実務者間の記録照合が行われた。このとき、日本側は大平が示した三億ドルについて、それは九月二四日の国連総会における大平・ラスク会談でラスクが述べた数字に過ぎないと弁明し、日本案ではないと述べた。また、大平が「韓国の独立を祝う名目」又は「経済自立のための援

助金の名目」で資金を支払うと述べたことに金鍾泌が特に反対しなかったという日本側の記録について、韓国側はこれを否定した。<sup>58</sup>このように、請求権問題の妥結が政治会谈にゆだねられている段階においても、日本側は金額面の譲歩に、韓国側は名目面の譲歩に、依然として慎重であった。

この会谈の結果、日韓の実務者は改めて政治会谈を開催することを決定した。第二次大平・金鍾泌会谈に臨むにあたって、再び日韓それぞれの内部調整が進められた。日本側は一月四日からの池田の欧州七カ国歴訪を控えて、池田と大平の意見調整が急がれたが、借款を請求権の金額に含める池田と、借款は国交正常化後に考慮する大平との調整は難航した。<sup>59</sup>

一方、韓国側は一月八日に朴正熙が金鍾泌に緊急訓令を発して、①名目はあくまで「請求権に対する弁済ないし補償」とすること、②金額は六億ドルを堅持し、純弁済と無償援助の合計額が有償援助額より上回らなければならないこと、③韓国側は借款の受容を検討するものの、それは「請求権を解決するための一つの補充的方法として」、政府対政府で、かつ条件が特別に有利なものでなければならぬこと、などを強調せよと指示した。ここで注目されることは、朴正熙が先の会谈で大平が三億ドルを提示したことを、「過去の日本側の提示額よりはるかに進歩した金額」と評価し、「この金額を

まず日本側から公式に提示することが今後の会谈を促進させる契機になる」と大平に提議せよと金鍾泌に指示している点である。<sup>60</sup>朴正熙は韓国側の数字に妥協的な大平の姿勢に交渉妥結の可能性を見いだしたのである。

このような背景をもって、一月一二日に第二次大平・金鍾泌会谈が再び東京で行われた。この会谈における日韓それぞれの妥結案及び合意内容については一九九二年六月二日付の『東亜日報』で公開された「大平・金メモ」に示されている。それによると、当初日本側は無償二・五億ドル、有償一億ドル、民間借款一億ドル以上、また韓国側は無償三・五億ドル、有償二・五億ドル、民間供与は請求権と別個に取り扱うことを提示した。そして、結局①無償三億ドル、②有償（海外経済協力基金）二億ドル、③更に輸出銀行による民間信用供与を「国交正常化以前トイエドモ直チニ協力スルヨウ推進スルコト」を両国首脳に建議することで合意が成立した。<sup>61</sup>

また、資金供与の名目については、両者は「経済協力」で合意するものの、韓国側は国内においては「請求権」として受け取ったと説明することで合意した。<sup>62</sup>しかし、この問題の最終的な決着は請求権交渉の合意事項を条文化する作業の過程にまで持ち越されることになる。

大平・金鍾泌会谈以後、大平外相と金鍾泌部長は合意事項をそれ

その首脳に建議した。朴正熙議長は即座にこれを承認したのに対して、池田首相はしばらく裁可を保留した<sup>⑧</sup>。それはその合意内容が無償援助の増額に否定的な池田にとって、日本側が過度に譲歩したものであったからである。しかし、一月二七日、池田は最終的に「大平・金鍾泌合意」に裁可を下した。そして、大平・金鍾泌会談後に行われた予備折衝で、経済協力資金の細部の条件について討議され、一月二六日に請求権交渉は最終的に妥結したのである。

こうして、請求権交渉は最終的に日韓両国における「政治的路線」によって妥結した。この無償と有償合わせて五億ドルという金額は明らかに日本側の譲歩であり、「経済協力」という名目は韓国側の譲歩であった。そして、以上の交渉過程において最も重要な点は、なぜ「無償三億ドル」が妥結線となったかである。限られた史料に基づいてその問題にこたえることで本章のまとめとしたい。

先に述べたように、三億ドルという数字を提示したのはラスク米國務長官であった。この数字の根拠については未だに説明されていないが、有力な仮説として一九五一年七月三日付の日韓間の請求権問題についての米國務省の見解が挙げられる。それによると、國務省はGHQの見解などを踏まえつつ、地金・地銀、文化財、朝鮮人労働者の未払い金、死亡した被徴用朝鮮人などを対象とする韓国側の対日請求権の総額を約三億ドルと見積もったのである<sup>⑨</sup>。ケネディ

政権がこの数字を参考にしたことは十分に考えられる。

さらに、第一次大平・金会談において日本側から無償・有償合わせて三億ドルという案が提示されたことに、朴正熙が即座に反応した点も重要である。そもそも、韓国側が請求権交渉において政治会談を重視したのは対日請求権の減少を最小限にするためであり、「実務的路線」における八億ドルという数字も請求権を綿密に算出したものであるというよりも、日本側からの譲歩を引き出すためのカードとしての性格が強かった。故に、朴正熙は韓国の経済開発のために必要な金額及び予備折衝などにおける日本側の交渉方針から察して、無償三億ドルを日本側から引き出せる譲歩の上限と判断したのである。一方、日本側としても元来対韓経済協力に対して積極的だったのであり、請求権という名目にこだわらなければ、無償三億ドルという金額は決して無理な数字ではなかったであろう。日本側の決定には「政治的路線」の推進者である大平の判断があったものと思われる。

ラスク米國務長官からの無償重視で三億ドルという妥結案に対して、日本及び韓国が最終的に受け入れた背景には、日韓双方における「政治的路線」に基づく判断が存在していたのである。したがって、結局米国の外交圧力の受容というかたちで成立した請求権交渉の政治的妥結は請求権交渉当初から日本政府及び韓国政府に存在し

た、経済協力的ないし経済開発を念頭においた交渉方針が徐々に具体化する過程の帰結として理解されるべきであろう。

### おわりに

一九五二年二月から始まった日韓会談における請求権交渉は請求権の法理論をめぐる討議を通じて、日韓双方の請求権に対する認識のギャップが確認された後に、一九六二年三月から一二月までの交渉段階を経て、無償三億ドル、有償二億ドルを合意線として、ようやく政治的に妥結された。その一連の交渉過程は、戦後処理的観点からの請求権の性格をめぐるものから、韓国の経済復興及び日本の対韓経済協力問題が現実の課題として浮上するにつれて、請求権と経済協力のリンケージの在り方をめぐるものへと、討議の重点が移る過程でもあった。その際に重要なことは請求権と経済復興、あるいは賠償と経済協力とのリンケージという発想は請求権交渉の政治的妥結段階より以前に、いわば請求権問題の実務的解決の有力なオルタナティブとして存在していたという事実である。

請求権問題をめぐるその二つの方針は一九六二年三月の小坂・崔徳新外相会談の決裂後、一九六二年三月までの請求権に対する法理論的認識を堅持し、相手方の提案に強硬な「実務的路線」及び、従来の請求権に対する認識を踏まえつつも、相手方の提案に比較的柔

軟な「政治的路線」として日韓双方において形成される。そして、一九六二年一〇月まで、米国の積極的な介入活動にもかかわらず、交渉において「実務的路線」による請求権問題の妥結が模索されたものの、ついに行き詰まると、そのオルタナティブとしての「政治的路線」が交渉の全面に浮上した結果、はじめて米国から示された提案が受け入れられるかたちで、ついに「大平・金鍾泌合意」が成立するに至ったのである。

このような請求権交渉における「政治的路線」は韓国の外交方針として一九六一年後半から顕在化したものであった。とりわけ韓国側からすれば、対日請求権の具体的討議において、日本側による「官僚的攻勢」が展開されていたのに対抗して、対日請求権の減少を最小限度にするために「政治的守勢」を展開せざるを得なかったのである。日本側は賠償問題に経済協力の観点から取り組んできたことを勘案すれば、請求権交渉の政治的妥結の過程とは日本側の「官僚的攻勢」と韓国側の「政治的守勢」がもたらした展開であるといえよう。

そして、やはり最後に指摘しておくべきことは、この一連の交渉過程は対日請求権の戦後処理的性格が軽視されていく過程でもあったということである。歴史学の問題としてこの点を取り上げるならば、とりわけ日本及び韓国における日韓会談反対運動などとの関連

において検討するべきであろうが、この点は今後の課題としたい。ただし、いずれにしても日韓協定成立における戦後処理の性格の軽視という事実は現在に生きる日本人及び朝鮮人にこれからの日韓・日朝関係の構築という観点から重大な課題を突き付けている。本稿に即していうならば、その課題とは日本の朝鮮に対する戦後処理の在り方やこれからの日韓・日朝関係をめぐる日朝間のギャップを少しでも解消するための、「政治的路線」とは全く異質の、冷静で地道な、そして粘り強い対話の継続である。

〔註〕

- (1) 協定の正式名称は「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」であり、これに議定書一、合意議事録二、交換公文四から成る計八つの付属文書が添えられている。
- (2) 代表的な文献として、高崎宗司「日韓会談で補償は解決したか」(『世界』五七二 一九九二年九月)、同「私たちは、どのように戦後を越えてきたか 日本人の『第二の罪』を検証する」(『世界』五六七 一九九二年)、同「検証 日韓会談」岩波書店(新書) 一九九六年。
- (3) 佐々木隆爾「いまこそ日韓条約の見直しを」(『世界』五八〇 一九九三年四月)。
- (4) 李元徳『日本の戦後処理外交の一研究—日韓国交正常化交渉

(一九五二—一六五)を中心に—」東京大学大学院総合文化研究科博士学位論文 一九九五年、同「日韓請求権交渉過程(一九五二—一九六二)の分析—日本の対韓政策の観点から」(『法学史林』九三— 一九九五年一月)。同「한일과거사 처리의 원점 일본의 전후처리 외교와 한일회담」(서울대학교출판부 一九九六年一月 ソウル)

(5) 李鍾元「韓日国交正常化の成立とアメリカ—一九六〇—六五年—」(近代日本研究会編『戦後外交の形成』(年報・近代日本研究一六) 山川出版社 一九九四年)。本稿における米国の日韓会談に対する介入政策についての分析は李鍾元による一連の研究を参考にするとところが大きかった。

(6) 木宮正史「一九六〇年代韓国における冷戦と経済開発—日韓国交正常化とベトナム派兵を中心にして」(『法学史林』九二—四 一九九五年三月)。

(7) 拙稿「日韓会談における対日請求権の具体的討議の分析—第五次会談及び第六次会談を中心として—」(『橋論叢』二二〇—二 一九九八年八月)。

(8) 太田修「청구권문제와 金—오하라 메모」(『韓日基本条約 및 協定の 역사적 재평가』근현대사연구소 一九九五年 ソウル)。

(9) "Foreign Relations of the United States" 1949 Vol. VII p. 911. 但し、同時にムチオは「韓国が日本に対して一九〇五年に遡る非現実的な対日請求をしているが、我々は現存する在韓日本財産の割当を対日賠償の総計として受け入れるように韓

国を説得できると信じている」と述べているように、ムチオの提案は事実上韓国政府が対日賠償要求をしないことを条件とするものであった。

(10) 塚本孝「韓国の対日平和条約署名問題―日朝交渉、戦後補償問題に関連して―」『レファレンス』四二―三 一九九二年三月 九六頁。

(11) 外務省外交史料館所蔵マイクロフィルム、第七回公開分、『対日平和条約関係準備研究関係』第五巻、七四〇―七四二コマ。

(12) 塚本孝「韓国の対日平和条約署名問題」九八頁。

(13) 対日請求八項目の内容は次のとおりである。

一、韓国から持ち出した古書籍、美術品、骨董品、其他国宝地  
図原版及び地金と地銀を返還すること

二、一九四五年八月九日現在日本政府の対朝鮮総督府債務を併  
済すること

三、一九四五年八月九日以後韓国から移替又は送金された金員  
を返還すること

四、一九四五年八月九日現在韓国に本社(店)又は主事務所が  
ある法人の在日財産を返還すること

五、韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日  
本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓人未収金、其他請求権を  
併済すること

六、韓国法人又は自然人所有の日本法人の株式又は其他証券を  
法的に証定すること

七、前記諸財産又は請求権より生じた諸果実を返還すること  
八、前記返還及び決済は協定成立後、即時に開始して、遅くとも  
六カ月以内に終了すること  
(大韓民国外務部政務局「対日賠償要求調書」一九五四年、三  
七七―三七八頁)。

(14) 前掲「対日賠償要求調書」三七九―三八一頁。

(15) この対立は一九五三年十月の「久保田発言」による日韓会談  
の長期休会というかたちで頂点に達する。

(16) 李鍾元「韓日会談とアメリカ―不介入政策」の成立を中心  
に―」『国際政治』一〇五 一九九四年 一六六頁。

(17) 詳しくは前掲拙稿「日韓会談における対日請求権の具体的討  
議―第五次会談及び第六次会談を中心として―」を参照。

(18) 例えば、「日韓会談を検討する」(『世界』二二八 一九六四  
年二月)、『日本と朝鮮』(アジア・アフリカ講座三) 勁草書房  
一九六五年など。

(19) 大韓民国経済企画院『一九六二年経済白書』四三八頁。

(20) 李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会 一九  
九六年 一六二頁。

(21) 前掲『一九六二年経済白書』二九五頁。

(22) 韓国政府は日本からの資本導入の他に、通貨改革などによる  
内資動員や西ドイツをはじめとする西欧諸国からの借款導入も  
図った。しかし、前者は失敗し、後者も一九六一年七月に発表  
された第一次経済開発五カ年計画の必要資金(約七億ドル)に  
はるかに満たなかった(例えば西ドイツからの資本はわずか四

千万ドルだった。

(23) 前掲李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』六頁。

(24) 一九六一年六月の池田・ケネディ会談で、池田が「(韓国)反共体制を堅持するためには経済援助が必要だが、日韓の国交が正常化していないので、日本から進んで経済援助を行うという事は、かえって韓国の中で反発を受ける恐れがあるので慎重にやりたい」と述べたことも、日本政府が対米協調を基礎として対韓経済協力に積極的に取り組む姿勢を示すものであった。「池田―ケネディ会談で何が」『エコノミスト』一九六一年七月一八日付) 一一頁。

(25) 韓国との経済関係構築に熱心に活動したのが関西財界であり、その代表的なものが日韓経済協会の設立による韓国情勢の調査分析、日韓財界人交流などであった(木村昌人「日本の対韓民間経済外交―国交正常化をめぐる関西財界の動き―」『国際政治』九二―一九八九年一〇月) 一一七―一八頁。なお、韓国の日本資本導入及び日本の対韓経済協力についての議論は一九五〇年代から存在している(前掲高崎宗司「検証 日韓会談」七一、七五頁)。その議論が現実可能性を帯びるようになった時期などについては今後の課題としたい。

(26) 新延明「条約締結に至る過程」『季刊青丘』一六 一九九三年) 四一頁。

(27) 同前、四一頁。この日本案の発案者といわれる中川融外務省条約局長はNHKのインタビュアーに対して、「私は日本の金でなくて、日本の品物、機械、日本人のサービス、役務で支払う

ということであれば、これは将来日本の経済発展にむしろプラスになると考えていました」と語った(同前、四一頁)。

(28) 賠償問題研究会編『日本の賠償―その現状と問題点―』外交時報社 一九五九年 二、二〇頁。

(29) 大韓民国国会事務処『国会史 第四次国会 第五次国会 第六次国会』四九二―四九三頁。決議案の第一項は「複雑多端な国内外情勢に鑑みて、対日復交は制限国交から漸進的に全面的な国交に前進していかねばならない」であり、第三項は「平和線(李ラインを指す―引用者)は国防及び水産資源の保存と漁民の保護のために尊重され、保護されなければならない」である。

(30) 『朝日新聞』(縮刷版、東京二版、以下同じ) 一九六一年一月一三日付。

(31) 「対日通貨補償要求の貫徹」『朝鮮銀行調査月報』六一九四七年一〇月) 五六頁。

(32) 対美交渉案作成特別委員会「対米交渉案内各項目対韓研究報告書」一九六一年七月二六日付 九五―一〇二頁(韓国外交安保研究所蔵マイクロフィルム登録番号二二七)。

(33) 同前、一〇一頁。

(34) 「米国務省 韓国関係報告書(一九六一年一月)」(李度晟「朴正熙と韓国日会談 五・一六에서 調印까지」寒松図書出版(ソウル)一九九五年 三六―三七頁)。

(35) 前掲李鍾元「韓日国交正常化の成立とアメリカ」二七九頁。

(36) 同前、二八三頁。

- (37) 例えは、同前、二七七頁。
- (38) 「朴正熙の政治折衝諒解確認書（一九六一年一月二八日付）」  
〔前掲李度晟「朴正熙와 韓日会談」四八〜四九頁〕。
- (39) 大韓民国政務局亞州課「第六次韓日会談會議録（Ⅱ）」一九六二年（推定）一八七〜一九〇頁。
- (40) 「裴義煥이 朴正熙에게 보낸 外相會談結果報告書（一九六二年三月二二日付）」〔前掲李度晟「朴正熙와 韓日会談」五三〜五八頁〕。
- (41) 同前。
- (42) 「朴正熙가 裴義煥에게 보낸 親書（一九六二年四月七日付）」〔前掲李度晟「朴正熙와 韓日会談」五八〜六〇頁〕。
- (43) 「国交正常化以前の韓・日經濟協力政策、一九六一〜六四」五〜八コマ（韓国外交安保研究所藏マイクロフィルム登録番号二二七〇）、「裴義煥이 外務長官에게 보낸 會談狀況報告書（一九六二年四月三〇日付）」〔前掲李度晟「朴正熙와 韓日会談」六〇〜六七頁〕。
- (44) 「裴義煥이 朴正熙에게 보낸 日本情勢報告書（一九六二年七月五日付）」〔前掲李度晟「朴正熙와 韓日会談」七二〜七四頁〕。
- (45) 前掲李鍾元「韓日国交正常化の成立とアメリカ」二八七頁。
- (46) 韓國政府政務局「第六次韓日會談會議録（Ⅲ）第二次政治會談予備折衝（一九六二年八月三日〜一九六二年二月二五日）」〔以下「會議録Ⅲ」とする〕二八〜三四頁。
- (47) 同前、四二〜四三頁。
- (48) 同前、二八〜三四頁。
- (49) 同前、五二〜五八頁。
- (50) 同前、三七〜四一、四六頁。
- (51) 同前、六三〜六四、七三〜七四頁。
- (52) 「裴義煥이 外務長官에게 보낸 立場調整建議書（一九六二年九月一七日付）」〔前掲李度晟「朴正熙와 韓日会談」二二八〜三三三頁〕。
- (53) 前掲「裴義煥이 外務長官에게 보낸 立場調整建議書」一一二頁。
- (54) 前掲「會議録Ⅲ」一三三頁。
- (55) 前掲「裴義煥이 外務長官에게 보낸 立場調整建議書」一一二頁。
- (56) 伊藤昌哉「池田勇人とその時代 生と死のドラマ」朝日新聞社 一九八五年二〇九頁。金東祚「韓日の和解 日韓交渉一四年の記録」サイマル出版会 一九九三年 二七〇頁。
- (57) 「金鍾泌・大平一次會談記錄（一九六二年一〇月二〇日付）」〔前掲李度晟「朴正熙와 韓日会談」二二七〜二二九頁〕。
- (58) 「金鍾泌와 對한 大使館 브리핑（一九六二年一月二〇日付）」〔前掲李度晟「朴正熙와 韓日会談」一三三〜一三七頁〕。
- (59) 前掲「會議録Ⅲ」二二二〜二二三頁。
- (60) 「朴正熙가 金鍾泌에게 보낸 緊急訓令（一九六二年一月八日付）」〔前掲李度晟「朴正熙와 韓日会談」二二九〜二三頁〕。
- (61) 「金・大平 메모」〔前掲李度晟「朴正熙와 韓日会談」掲載写真より〕。
- (62) 前掲金東祚「韓日の和解」二七三〜二七四頁。



(63) 一月二十八日の池田・大平会談において、大平がヨーロッパ外遊から帰国した池田に第二次大平・金会談の結果を報告した。しかし、池田は「大平・金合意」を「大蔵省と自民党の一部の同意を得られないほどの破格な譲歩である」と述べて、それへの裁可を保留した（前掲金東祚『韓日の和解』二七四頁）。

(64) State Department Comment on JAPQ, D-27, "Korean Claims Under Korean Vesting Decrees to Property in Japan" (1951/7/3). (戦後補償問題研究会編『戦後補償問題資料集第八集 G・H・Q 関連文書集(朝鮮人未払金政策等)』一九九三年 二二三頁)。尚、一九六二年九月二十四日の大平・ラスク会談については、『朝日新聞』一九六二年九月三〇日夕方に、韓国『東亜日報』の記事として、ラスクの提案に対して大平が「三億ドルの線で解決できる」と述べたと報道された。

**POLITICAL COMPROMISE ON THE QUESTION  
OF PROPERTY CLAIMS DURING  
JAPANESE-SOUTH KOREAN TALKS, FOCUSING  
ON MARCH-DECEMBER 1962**

YOSHIZAWA Fumitoshi

This article is an analysis of the negotiations over property claims during talks between Japan and South Korea, focusing on the period beginning with the conference between Foreign Ministers Kosaka Zentarō and Ch'oe Tōk-shin in March 1962, followed by talks in October and November at which agreement was reached between Ohira Masayoshi and Kim Chōng-p'il, and concluding with the approval by both countries' leaders in December of the so-called Ohira-Kim Chōng-p'il memorandum.

The central question underlying this research was my suspicion that, because both Japan and South Korea, from the beginning of negotiations, saw property claims(compensation) and economic aid(economic development) as linked, a political compromise was finally reached over property claims when both sides accepted intervention by the United States.

Accordingly, in this article I examine how Japan, the United States and, particularly, South Korea saw the relationship between property claims and economic assistance. I also clarify the structure of Japan's "bureaucratic offense" and South Korea's "political defense." Moreover, I point out the formation of diplomatic policies based on a non-conciliatory "businesslike approach" and a conciliatory "political approach" on the part of the Japanese and South Korean governments at the stage of political compromise. In addition, I criticize the perception of the compromise as a political one achieved under U. S. leadership, emphasizing that, despite Washington's "political" intervention, Japan and South Korea had worked toward a compromise until October and that, after the talks deadlocked, a breakthrough came based on a "political approach" by those two countries. I also attempt to explicate the true character of the diplomacy pursued by Japan and South Korea, which accepted U. S. intervention.